

承認第6号

専決処分を報告し、承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年9月3日提出

中間市長 福田 浩

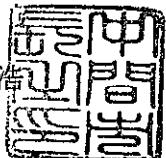
専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、中間市役所本館3階エレベーター前において発生した事故について、下記のとおり専決処分する。

令和元年8月8日

中間市長

福田



記

1 相手方

中間市在住 女性 82歳（当時）

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成31年2月1日（金）午前9時50分頃

(2) 事故の発生場所

福岡県中間市中間一丁目1番1号

中間市役所本館3階エレベーター前

(3) 事故の状況

上記日時及び場所において、市職員がトイレに向かう途中にエレベーター前を通過する際、エレベーターから出てきた相手方と衝突した。相手方は、その衝撃で横転し、頭部及び腰部を床面に打ち付けた。

3 損害賠償の額

103,502円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた損害に係る一切の賠償金として、上記3の金額を相手方に支払う。

(2) 相手方及び市は、本件和解のほかは本件事故について一切の債権債務関係を持たず、(1)の支払があったときは、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。